



## 長野県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
みのわ薬局	上伊那郡箕輪町三日町969-3	令和5年12月1日
医療法人アルプス矯正・小児歯科クリニック	岡谷市本町二丁目3番4号	令和5年11月1日
南信州ハートクリニック	飯田市上郷黒田779-1	令和6年1月1日
水明てんじん薬局	小諸市諸303 デリシア小諸インター店敷地内	令和5年11月1日
清水歯科医院	茅野市玉川4650-1	令和5年3月21日
すわ内科糖尿病クリニック	諏訪市高島1-14-1	令和5年12月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人 共和会	上田市中野29-2	塩田訪問看護ステーション	上田市本郷596-4	令和2年4月1日
今井 達訓	岡谷市1873-4	訪問看護ステーションエール	岡谷市1873-4	令和5年11月1日
株式会社キコウ	安曇野市穂高牧454番地1	訪問看護ステーションれんげそう	安曇野市三郷温4372-42	令和元年7月1日

地域福祉課

## 長野県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

## 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
アイン薬局 小諸店	小諸市丙394-1	アイン薬局 小諸店	小諸のぞみ薬局	令和5年12月1日
アイン薬局 御影新田店	小諸市御影新田字和田原2744-3	アイン薬局 御影新田店	御影のぞみ薬局	令和5年12月1日
アイン薬局 小諸東店	小諸市御幸町2-2-26	アイン薬局 小諸東店	小諸東のぞみ薬局	令和5年12月1日
モリキフォレストモール佐久平薬局	佐久市岩村田5502番地21	佐久市岩村田5502番地21	佐久市岩村田字押出シ1555番1	令和5年10月28日

アイン薬局 荒井橋店	伊那市荒井3871-3	アイン薬局 荒井橋店	荒井橋土屋薬局	令和6年1月1日
アイン薬局 伊那西町店	伊那市西町5138-20	アイン薬局 伊那西町店	西町土屋薬局	令和6年1月1日
アイン薬局 常磐城店	上田市常磐城5-1-18	アイン薬局 常磐城店	常磐城のぞみ薬局	令和5年11月1日

地域福祉課

**長野県告示第143号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
清水歯科医院	茅野市玉川4650-1	令和5年3月20日
アルプス矯正・小児歯科クリニック	岡谷市本町二丁目3-4	令和5年10月31日
有限会社五番町薬局	塩尻市大門五番町5-6	令和5年7月28日

地域福祉課

**長野県告示第144号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
勝山 一紀	須坂市大字須坂1413-5	令和6年1月5日
北村 豊	駒ヶ根市赤須東8-5	令和5年11月20日

## 2 施術所又は助産所

名称	所在地	指定年月日
勝山整骨院	須坂市大字須坂1413-5	令和6年1月5日
北村接骨院	駒ヶ根市赤須東8-5	令和5年11月20日

地域福祉課

**長野県告示第145号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

施術者又は助産師

氏名	施術所の名称	施術所の住所	辞退年月日
武舎 健嗣	光訪問マッサージ	上田市常田3-8-4	令和5年10月2日

地域福祉課

## 長野県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
小布施町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
須坂都市計画下水道事業 小布施町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和61年1月9日から  
令和10年3月31日まで
- 4 事業地  
変更なし

生活排水課

## 長野県告示第147号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡箕輪町大字東箕輪字大石2367の2、2367の6、2367の9から2367の11まで、字大久保2371から2376まで、2377の1、2377のイ、2378から2381まで、2382のイ、2382のロ、2383から2386まで、2387のイ、2387の1から2387の6まで、2388から2391まで、2392の1、2392の2、2392の口の1、2392の口の2、2392のハ、2393のロ、2393の1から2393の4まで、字五郎2412の1、2412の3
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第148号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡筑北村坂北字入川11872の15、11872の16、11872の18、11873の3、11873の4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

**長野県告示第149号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所  
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975の366から2975の368まで
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県告示第150号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

関係図書は、長野県建設部河川課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称  
天竜川水系一級河川諏訪湖
- 河川管理施設の名称又は種類  
堤防
- 河川管理施設の位置  
諏訪市高島三丁目1201-471地先から  
諏訪市湖岸通り五丁目670-213まで  
諏訪市湖岸通り二丁目208-343地先から  
諏訪市湖岸通り一丁目208-222地先まで
- 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 諏訪市  
住所 諏訪市高島一丁目22番30号
- 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面<sup>のり</sup>で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和6年3月12日から道路の存続する日まで

河川課

長野県告示第151号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和6年3月18日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
腰越	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と22号を結んだ線に囲まれた土地の区域	上田市	腰越	後田	204番1地先道	1号
		〃	〃	〃	203番1	2号
		〃	〃	一本木	189番	3号
		〃	〃	〃	165番	4号
		〃	〃	西町	134番1	5号、6号及び7号
		〃	〃	中町	82番1	8号及び9号
		〃	〃	東町	60番	10号
		〃	東内	下日影	511番1	11号及び12号
		〃	腰越	東町	51番4	13号
		〃	〃	中町	81番	14号及び15号
		〃	〃	西町	104番	16号
		〃	〃	〃	126番	17号
		〃	〃	〃	132番	18号
		〃	〃	一本木	164番1	19号
		〃	〃	〃	188番	20号、21号及び22号

砂防課